

◆「中小企業会計割引制度」の取扱終了について◆

全国統一制度として実施しております「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引につきましては、平成 29 年 3 月 31 日をもって全国統一の取扱いが終了となり、当協会においては取扱終了を周知するため、平成 29 年 9 月 29 日(金)保証申込受付まで取扱期間を延長しております。

今般、改めまして、「中小企業の会計に関する基本要領」による保証料割引につきましては、**平成 29 年 9 月 29 日(金)保証申込受付分をもって取扱終了**とさせていただきますのでお知らせいたします。

なお、『税理士連携保証「TAG」』につきましては、平成 30 年 3 月 30 日(金)保証申込受付分まで「中小企業の会計に関する基本要領」による保証料割引を延長いたします。

また、会計参与設置会社についての保証料割引につきましては、これまでどおり継続となります。

◆本件に関するお問い合わせ先◆

保証統括部 保証企画課

(担当：渡邊、原口)

TEL：092-415-2609